

## 岡山県医療対策協議会について

### 1 目的

地域の実情に応じた医療を確保するため、関係者による協議の場を設け、地域の医療状況の分析や必要な医師の確保対策、医療機関の機能分担や連携等について検討する。

### 2 協議会委員

医師養成機関である大学病院、医師会や病院協会等の関係団体、医療連携の要となる中核的な病院、市町村等の関係者16名で構成する。

### 3 検討状況等

平成21年度は協議会を3回開催し、5月に「これからの医師確保対策について」を策定したほか、9月及び10月の2回にわたって、地域医療再生計画の策定についての協議を行った。

#### 【背景等】

- ・新医師臨床研修制度により市中病院で医師の研修が始まり大学病院における若手医師数の減少と大学医局による医師派遣機能の低下
- ・産科医師数が減少し分娩取り扱い施設が減少
- ・小児科（救急）時間外診療が増加
- ・人口当たり医師数が全国平均を大きく下回る医療圏が存在
- ・平成19年度の医療法改正に伴い制度化

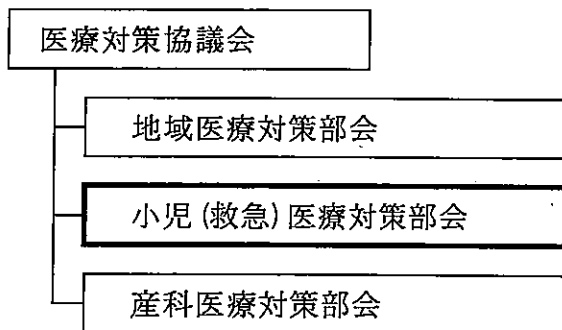
#### 協議内容

- ・地域や診療科ごとの医療提供体制の分析
- ・地域医療を担う医師の確保策
- ・産科・小児科医療の連携や体制の確保
- ・医療機関の役割分担と連携方策の検討等



関係団体と協働した効果的な医療確保対策の推進

### 4 協議会の構成



## 岡山県医療対策協議会設置要綱

### (設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第203号）第30条の12第1項の規定に基づき、県内における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項を協議するため、岡山県医療対策協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会は前条の目的を達成するため、次の事項を所掌する。

- (1) 県内における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (2) 地域における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (3) 小児科・産科等における医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項
- (4) その他、医療従事者の確保その他必要とされる医療の確保に関する事項

### (組織)

第3条 協議会は、委員16人以内をもって組織する。

2 委員は、県知事が委嘱する。

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員等)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

### (意見の聴取等)

第7条 協議会は、その任務を行うために必要があると認めるときは、関係者に対して、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### (専門部会)

第8条 協議会は、その所掌事項に係る専門事項を調査審議させるため専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が協議会に諮り別に定める。

### (庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉部医療推進課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、県知事が別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成19年7月31日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

## 岡山県医療対策協議会専門部会設置規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県医療対策協議会設置要綱（以下「要綱」という。）第8条第2項の規定に基づき、岡山県医療対策協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会は、協議会から付託された事項について調査、審議等を行うものとする。

(委員)

第3条 専門部会の委員は、協議会の会長（以下「会長」という。）が協議会の委員の中から指名した委員及び専門委員とする。

2 専門委員は協議会の委員以外の学識経験者のうちから会長が指名する。

(組織)

第4条 専門部会は、部会長、副部会長及び委員並びに専門委員をもって組織する。

2 部会長及び副部会長は、委員の互選による。

(会議)

第5条 専門部会の会議は、部会長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 部会長は、専門部会を主宰し、会議の議長となる。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者等の出席)

第6条 専門部会は、必要に応じて関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、専門部会における調査、審議等の経過及び結果について、随時協議会の会議に報告するものとする。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、保健福祉部医療推進課において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年7月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

岡山県医療対策協議会(小児(救急)医療対策部会)委員名簿

所 属		氏 名	備 考
協議会内委員 (4名)	岡山県医師会 会長	井戸俊夫	
	岡山県看護協会 会長	山谷 富美枝	
	国立病院機構岡山医療センター 院長	三河内 弘	
	岡山県保健福祉部 部長	神ノ田 昌博	
専門委員 (10名)	真庭市医師会 会長	本山 雄三	
	高梁医師会 会長	池田元子	
	岡山県小児科医会 会長	藪内 弘	
	岡山県小児保健協会 会長	小田 慈	
	岡山大学大学院医歯薬学総合研究科 教授	森島恒雄	
	川崎医科大学附属病院 小児科部長	尾内一信	
	総合病院岡山赤十字病院 第一小児科部長	檜原幸二	
	倉敷中央病院 小児科主任部長	新垣義夫	
	津山中央病院 小児科部長	梶 俊策	
備中保健所長	小寺良成		
委員数：14名			